3．取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にＩＳＤＡマスター契約及びＣＳＡを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4．取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1．採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	298百万円
年金資産の額	151百万円
退職給付引当金の額	146百万円

3．退職給付費用に関する事項

退職給付費用の額	9百万円
退職一時金に係る退職給付費用の額	4百万円
厚生年金基金に係る退職給付費用の額	5百万円

4．退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の算定は簡便法によっております。

【重要な後発事象】

国庫納付について

平成24年度から平成26年度までの各年度において、総額１兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成24年総務省・財務省令第２号）に基づき、同準備金3,500億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

【勘定別情報（貸借対照表関係）】

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	5,351,164	17,036,246		22,387,411
有価証券	762,987			762,987
現金預け金	172,250			172,250
その他資産	2,628	12,266		14,894
有形固定資産	2,563			2,563
無形固定資産	600			600
一般勘定貸		820,207	△ 820,207	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	292,831		△ 292,831	
資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△ 1,113,038	23,340,707
負債の部				
債券	3,892,818	14,283,877		18,176,696
借入金	30,000			30,000
その他負債	1,872	13,500		15,373
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	146			146
役員退職慰労引当金	23			23
地方公共団体健全化基金	919,871			919,871
基本地方公共団体健全化基金	911,935			911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,936			7,936
管理勘定借	820,207		△ 820,207	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		292,831	△ 292,831	
特別法上の準備金等	880,000	3,224,844		4,104,844
金利変動準備金	880,000			880,000
公庫債権金利変動準備金		3,137,557		3,137,557
利差補てん積立金		87,287		87,287
負債の部合計	6,544,995	17,815,054	△ 1,113,038	23,247,010
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	29,393			29,393
一般勘定積立金	29,393			29,393
評価・換算差額等	△ 5,964			△ 5,964
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	40,030	53,666		93,696
負債及び純資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△ 1,113,038	23,340,707

(注)1．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2．一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第１項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第８項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。